

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療保険関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美郷町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

美郷町長

公表日

令和6年2月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	<p>・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、被保険者に対し、保険者である秋田県後期高齢者広域連合を介し保険給付事業等を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①保険給付、資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保健事業</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>また、②の被保険者への還付等事務の際、被保険者が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座へ還付する。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、収納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の59の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第46条</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項第4号 国税、地方税、保険料その他徴収金に係る還付金及び過誤納金(これらの加算すべき還付加算金を含む。)の還付(令和3年5月19日法律第38号)</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 なし (後期高齢者医療保険関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)</p>	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課、福祉保健課
②所属長の役職名	税務課長、福祉保健課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	美郷町総務課 情報公開・個人情報保護担当 019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10 問い合わせ先電話番号 0187-84-1111
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査
		[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	評価実施機関における担当部署	税務課長 藤田 信晴、福祉保健課長 村山 太郎	税務課長 藤田 信晴、福祉保健課長 高橋 久也	事後	
平成27年7月8日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	後期高齢者医療システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム	後期高齢者医療システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)	事後	
平成28年4月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二(17、82、83の項)	番号法第19条第7号 別表第二(82、83の項)	事後	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	税務課長 藤田 信晴、福祉保健課長 高橋 久也	税務課長 齊藤 敦子、福祉保健課長 高橋 久也	事後	
平成28年8月22日	個人番号の利用	番号法別表第一(59の項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条	事後	
平成28年8月22日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	番号法第19条第7号 別表第二(82、83の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 なし (後期高齢者医療関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)	事後	
平成30年4月27日	評価実施機関における担当部署	税務課長 齊藤 敦子、福祉保健課長 高橋 久也	税務課長 小田長 光仁、福祉保健課長 齊藤 敦子	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年11月28日 時点	令和1年12月6日 時点	事後	
令和1年12月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年11月28日 時点	令和1年12月6日 時点	事後	
令和3年9月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	右の記述を追記	また、②の被保険者への還付等事務の際、被保険者が公金受取口座を利用する旨の意思表示をした場合、事前登録した公金受取口座へ還付する。	事後	
令和6年2月29日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	右の記述を追記	3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項第4号 国税、地方税、保険料その他徴収金に係る還付金及び過誤納金(これらの加算すべき還付加算金を含む。)の還付(令和3年5月19日法律第38号)	事後	
令和6年2月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	令和1年12月6日時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年2月29日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数	令和1年12月6日時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年2月29日	IV リスク対策 5. 不正な提供・移転が行われるリスクへ		特に力を入れている	事後	